

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	湧別町

## 湧別町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 湧別町水産林務課水産林務グループ  
所 在 地 北海道紋別郡湧別町栄町 1 1 2 番地の 1  
電 話 番 号 0 1 5 8 6 - 5 - 3 7 6 3  
F A X 番 号 0 1 5 8 6 - 5 - 2 2 8 3  
メールアドレス [suisan@town.yubetsu.lg.jp](mailto:suisan@town.yubetsu.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハジブトガラス・ハジボソガラス）・キツネ ・エゾシカ・ヒグマ・ゴマフアザラシ・アライグマ・タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	湧別町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害作物等	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
カラス	デントコーン	3.2	1,583
	タマネギ	2.3	3,015
	ブロッコリー	0.2	717
	小麦	2.0	390
	計	7.7	5,705
キツネ	デントコーン	4.0	1,920
	タマネギ	2.3	3,015
	小麦	2.0	390
	計	8.3	5,325
エゾシカ	デントコーン	13.5	6,480
	小麦	5.9	1,158
	タマネギ	4.8	6,228
	牧草	17.0	4,683
	計	41.2	18,549
ヒグマ	デントコーン	1.5	726
	小麦	2.2	419
	タマネギ	2.1	2,688
	牧草	0.3	83
	計	6.1	3,916

## (2) 被害の傾向

カラス類	生息状況：町内一円 町内の市街地・平野部・河川周辺・山間部を問わず生息しており、特にビートなどの苗植え直後の苗等の被害が増加している。市街地においても樹上に営巣しており、通行人が襲われるといったケースもある。一方でカラスの駆除従事者が減少しており、巣おとしなどの対応では限界があることから全体的な被害も増加していると見られる。
キツネ	生息状況：町内一円 例年、農業被害に加えてエキノコックス症対策として捕獲を推進しているが、農地のはざまにある林地、草地などに住み着くなどカラスと同様に人間の生活圏に入り、市街地周辺の農地における被害および民家周辺に糞等することによるエキノコックス症感染のリスクが増大しているものと推測される。春季の活動が活発化する時期には役場で保有している捕獲用わなの設置が追いついていない状況である。
エゾシカ	生息状況：山間部、山地周辺の森林、防風林周辺の農地等 生息数が増加しており、食害、作物の踏み付け、牧草類の倒伏等被害内容も様々なものが報告されている。エゾシカの捕獲に従事する者の総数は変化なく捕獲頭数も頭打ちの状況で、急激に生息数が増加した場合に対応しきれない状況である。R3年度のライトセンサス調査でも発見数が調査以来過去最大を記録しており、被害も山間部および山地周辺の農地、牧草地におけるものが主となっている。また各自治会等から侵入防止柵の設置や交通事故対策の要望が提出されている。
ヒグマ	生息状況：山間部、山地周辺の森林、防風林周辺の農地等 目撃例が年々増加しており農業被害も深刻化している。ヒグマの捕獲に対応できる従事者が限られており、急激に生息数が増加した場合の対応が難しくなっている。春先や収穫時期には平野部、市街地周辺での目撃例が増えている。
ゴマフ アザラシ	生息状況：オホーツク海・サロマ湖 1月～3月のかれい氷下待ち網漁、3月～5月のにしん刺網漁を行っているが、アザラシの来遊により漁具の破損や網に掛かった魚の食害が増加しており、漁網の設置ができない状況である。
アライグマ	生息状況：町内一円 具体的な被害は生じていないものの、町内において近年目撃情報が増加しており、今後生息数の増加が懸念される。
タヌキ	生息状況：町内一円 現在のところタヌキによる被害報告はないが、疥癬病等の個体について、町民より捕獲要請があった際は早急に対応する

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
カラス類	7.7ha 5,705千円	5.3ha 3,900千円
キツネ	8.3ha 5,325千円	5.8ha 3,700千円
エゾシカ	41.2ha 18,549千円	28.8ha 12,900千円
ヒグマ	6.1ha 3,916千円	4.2ha 2,700千円
アライグマ	被害報告無し	被害0維持

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力による銃器での捕獲、奨励金の支払い</li> <li>・ 箱罠による捕獲（キツネ、アライグマ、ヒグマ）</li> <li>・ くくり罠による捕獲（エゾシカ）</li> <li>・ 捕獲したエゾシカの食肉利活用（令和元年度～）</li> <li>・ わな捕獲の遠隔監視 ICT 化（令和3年度～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲従事者の減少、高齢化対策</li> <li>・ ICT化によるコスト低減</li> <li>・ 捕獲したエゾシカの利活用推進</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家の自衛活動による電牧柵、防護ネット等の設置。</li> <li>・ 爆音機による追払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家の経費負担の増加</li> <li>・ 未設置場所での被害増加</li> <li>・ 電牧柵設置の普及</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然保護監視員、鳥獣保護監視員等による巡視、生息状況の把握。</li> <li>・ 町民への鳥獣に対する餌付け禁止の周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各鳥獣の生息数、生息エリアの正確な把握</li> <li>・ 餌付け、生ごみ等の放置など鳥獣の誘因対策</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

- ・被害軽減の数値目標として農業・水産業被害の30%削減を目指す。
- ・猟友会や関係機関等の協力を得ながら緊密な連携を図り、迅速な捕獲体制を維持する。
- ・猟友会員の高齢化及び減少に伴う対策として、狩猟免許の取得及び猟銃所持許可、猟具の購入等に対する補助制度を導入しており、自己負担額の軽減により担い手確保に取り組む。
- ・防護ネットの導入支援や鳥獣の生息状況の把握なども検討し、総合的な対策を実施できるよう努める。
- ・センサーカメラ等のICTを活用し対策の効率化、低コスト化に取り組む。
- ・野生鳥獣に対する餌付けや生ごみの放置等、鳥獣を誘因し生態系に影響を与えるような行動に対して注意喚起・周知を実施する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会上湧別部会、猟友会湧別部会の会員で被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者および湧別町職員のうちから町長が指名する者を湧別町鳥獣被害対策実施隊に任命し、その中から狩猟免許所持者でかつ要件を満たした者を対象鳥獣捕獲員に任命する。
- ・銃器による捕獲活動を中心としつつ、ヒグマ、キツネについては箱わな、エゾシカについてはくくりわな、アライグマについては箱わなおよび専用わなでの捕獲も併用する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4	カラス類	・捕獲者に対して奨励金を支出することにより捕獲活動に係る経費の削減を図る。 ・狩猟免許、猟銃所持許可の新規取得、および猟具の購入に関する補助制度により担い手確保を推進する。
令和5	キツネ	
令和6	エゾシカ	
	ヒグマ ゴマフアザラシ アライグマ タヌキ	

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・カラス類、エゾシカについては過去3か年の捕獲目標数は達成できておらず、かつ生息数も増加しているものと考えられるため、過去3か年の目標値に近づけられるよう計画する。</li><li>・キツネ、ヒグマ、ゴマフアザラシについては目標数に近いかあるいは上回る実績であるものの、引き続き被害を抑止するため過去3か年の実績をふまえた目標を設定する。</li><li>・アライグマについては特定外来生物であり被害がなくとも生息数が増加する前に集中的に捕獲する必要があるため、令和3年度の捕獲実績をふまえた目標値を設定する。</li></ul>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス類	200羽	200羽	200羽
キツネ	100頭	100頭	100頭
エゾシカ	400頭	400頭	400頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
ゴマフアザラシ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・捕獲区域は町内一円。</li><li>・捕獲期間は被害状況及び過去の実績に基づき適宜実施。</li><li>・対象鳥獣については全て銃器により捕獲することに加え、ヒグマ、キツネについては箱わな、エゾシカについてはくくりわな、アライグマについては箱わなおよび専用わなでの捕獲も併用する。</li></ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
湧別町	タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ		電気柵 総延長10km 新規敷設	電気柵 総延長10km 新規敷設

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ		電気柵 メンテナンス	電気柵 メンテナンス

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

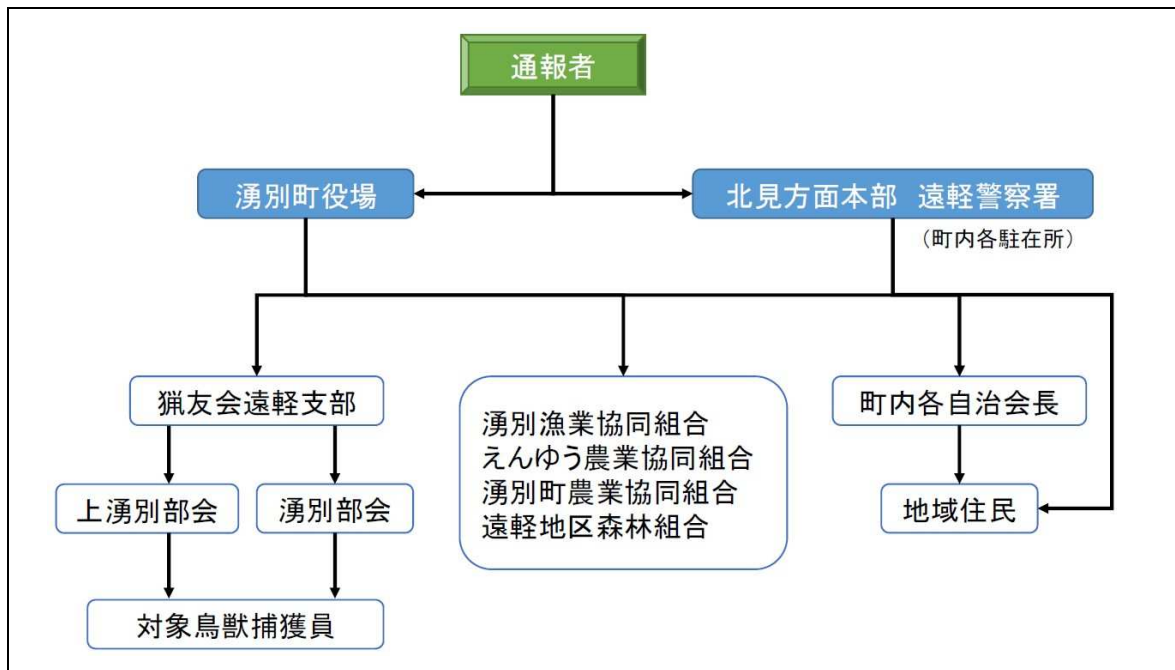
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湧別町	被害状況の把握、住民への周知
北海道猟友会遠軽支部 上湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施
北海道猟友会遠軽支部 湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施
北海道警察北見方面本部 遠軽警察署 湧別駐在所・芭露駐在所 中湧別駐在所・上湧別駐在所	ヒグマ等出没時の住民安全対策、情報交換
オホーツク総合振興局	総合的な鳥獣対策の実施（捕獲許可を含む）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ エゾシカについてはジビエとして極力有効活用を図る。
- ・ ヒグマについては町内のオホーツク地域化製場で処理をする。
- ・ その他の鳥獣については廃棄物処理場で焼却処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ 捕獲したエゾシカの食肉利用を促進する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・ 保健所や大学研究機関等の求めに応じ、捕獲したキツネ、ヒグマ、ゴマフアザラシの一部については検体として提供する。

(2) 処理加工施設の実施

--



(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湧別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
湧別町	総括的な協議会の運営、総括的な鳥獣被害防止対策の実施等
湧別漁業協同組合	漁業被害状況の把握及び漁業者との連絡調整等
えんゆう農業協同組合	農畜産物の被害状況把握及び農業者との連絡調整等
湧別町農業協同組合	農畜産物の被害状況把握及び農業者との連絡調整等
遠軽地区森林組合	民有林の被害状況の把握等
西部森林室遠軽事務所	民有林の被害状況の情報提供、被害防止対策への指導・助言等
網走農業改良普及センター 遠軽支所	農作物の被害状況の情報提供、被害防止対策への指導・助言等
網走西部森林管理署	国有林における被害防止対策と連絡調整、ヒグマ出没等の情報交換
オホーツク農業協同組合 連合会	エゾシカ、ヒグマ捕獲における処理
伊藤 栄	エゾシカの食肉加工等
北海道猟友会遠軽支部 上湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施
北海道猟友会遠軽支部 湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道警察北見方面本部 遠軽警察署 湧別駐在所・芭露駐在所 中湧別駐在所・上湧別駐在所	ヒグマ等出没時の住民安全対策、情報交換
オホーツク総合振興局	総合的な鳥獣対策の実施（捕獲許可を含む）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・実施隊員は鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とする。
- ・対象鳥獣の捕獲に関わる業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止対策を適切に遂行するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・対象鳥獣捕獲員の減少および高齢化対策として、活動内容や社会的意義、捕獲に関する報奨制度、および免許・資格等の取得に係る補助制度などを周知し、活動を推奨する。
- ・銃猟による捕獲だけでなくわなや防護柵等の設置など総合的な対策が実施できるよう、実施隊員のスキル向上および実践を勧奨する。
- ・捕獲活動に伴う農地、民有林、漁業用地への進入について、関連する組合を通じて各所有者と連携し、協力体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--